

青森県報

第三千四百八十一号

平成二十三年
十二月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港整備課) ……二

公 告

- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……二

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域民局) ……五
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五

教育委員会

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県立図書館) ……六
- 右……………(同) ……六

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ

て得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……六
 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………(同) ……七

正 誤

平成二十三年十一月十六日定例告示中……………(健康福祉課) ……七

告 示

青森県告示第九百四十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の三二九	平成三三・八

青森県告示第九百四十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓吉	白糠区域及び小 田野区域協同 組合の地区及 び小田野漁業協 業協同組合の 地区 うち甲の地区 白糠漁業協同 組合の区域	総トン数四トン 以上五トン未 満の漁船により 行なう漁業であ りかつ漁業と いかつり漁業と こつなご棒受網 漁業を併せ営む の地区の者が行 う漁業

青森県告示第九百五十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、平成二十一年十月九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十三年十二月十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに五所川原市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十三年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

五所川原市十三羽黒崎一三五の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八六八五
東経 一四〇度一九分四四秒六三三九
- の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八三一五
東経 一四〇度一九分四四秒六七五六
- の地点 北緯 四一度〇二分一三秒八二〇六
東経 一四〇度一九分四四秒六五八六
- の地点 北緯 四一度〇二分二秒〇〇〇四
東経 一四〇度一九分四六秒七〇五〇
- の地点 北緯 四一度〇二分一秒八二四一
東経 一四〇度一九分四六秒四三二四
- の地点 北緯 四一度〇二分一三秒六八一三
東経 一四〇度一九分四四秒三四三四

3 面積

六三三・〇七平方メートル

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十二年十二月二十七日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成21年において、生産量が26万トンで全国第4位、生産額が531億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとつたら	平成23年4月～平成24年3月	若干
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	若干
するめいか	平成23年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとつたら	平成24年4月～平成25年3月	若干
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

(注)平成24年のすけとつたら、まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとつたら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】
 定置網漁業（底連網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
 定置網漁業（底連網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
 定置網漁業（底連網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】
 定置網漁業（底連網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さめがれい	小型機船底びき網漁業（うち手線第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

（注）小型機船底びき網漁業とは漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林水産省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さめがれい	機船手線網漁業（かけまわし漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

（注）機船手線網漁業（かけまわし漁業）とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】
 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
 また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年十二月二十六日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	川口 博美	上北郡おいらせ町後田二五の二	平成三・三・八

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月三十日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

八戸市庁

六戸町役場

おいらせ町役場

五戸町役場

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、藤島川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月三十日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県立図書館長 金 子 睦 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立図書館情報システム機器等に係る環境構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立図書館

青森市大字荒川字藤戸一一九の七

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年十月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋二丁目一五の二二

六 契約金額

二千六百九十六万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県立図書館長 金子 睦 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立図書館情報システムソフトウェア賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立図書館

青森市大字荒川字藤戸一一九の七

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年十月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋二丁目一五の二二

六 契約金額

九百六十万六千二百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百六号

平成二十三年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、〇七〇 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五八、九一六 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 七、八四五 人
- 西津軽郡選挙区 六、二八七 人
- 南津軽郡選挙区 六、七八六 人
- 北津軽郡選挙区 八、二七〇 人
- 上北郡選挙区 二八、六七五 人
- 三戸郡選挙区 二一、三三九 人
- 青森市選挙区 八三、四二五 人
- 弘前市選挙区 五〇、九四〇 人
- 八戸市選挙区 六五、五六七 人

正 誤

黒石市選挙区 一〇、〇九八 人

五所川原市選挙区 二〇、五一六 人

十和田市選挙区 一七、九六三 人

三沢市選挙区 一一、一三八 人

むつ市選挙区 二二、六六五 人

つがる市選挙区 一〇、三二八 人

平川市選挙区 一二、六六九 人

青森県選挙管理委員会告示第百七号

平成二十三年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 四、二四八 人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七二一 人

健康福祉政策課

発行年月日	平成三・二・一六 第三四六五号	区分	告示	番号	第八六四号	ページ	二	段	下	行	表中	
誤	株式会社ス ライヴ	黒石市大字黒 石十三森一 八四の二九	黒石市大字境 一松字村井一五	訪問看護す ずらん	黒石市大字黒 石十三森一 八四の二九	黒石市大字境 一松字村井一五		正	株式会社ス ライヴ	黒石市大字黒 石十三森一 八四の二九	訪問看護す ずらん	黒石市大字境 一松字村井一五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭